

「よくわかる！環境計量士試験 濃度関係」 お詫びと訂正

法改正により、本書の掲載内容に訂正がございました。訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
53	問題 11 選択肢 1	環境大臣は,	内閣総理大臣は,
54	問題 11 解説	<p>※解説を下記のものに変更させていただきます。</p> <p><u>環境大臣</u>は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。</p> <p>以前は「内閣総理大臣」が総量削減基本方針を定め、都道府県知事が定める総量削減計画を承認していましたが、法改正により「環境大臣」が総量削減基本方針を定め、総量削減計画を承認することになっています。</p>	
233	問題 16 選択肢 4	<p>※法改正により下記のように変更させていただきます。</p> <p>4. 質量の単位「キログラム」の定義は、従来キログラム原器であったが、最近になって、アボガドロ定数を精密に測定して求める方法に改訂された。</p>	
234	問題 16 解説 上から 5~6 行目	4 のキログラムについては、キログラム原器からプランク定数を基準にする方式に改訂されています。	
	問題 17 選択肢 2	2. 質量の計量単位の定義は、キログラム原器を基準として定められている。	
	問題 17 解説の 2	2 : 以前は、キログラム原器でしたが、近年になって、プランク定数を基にする方式に改訂されています。	